

令和4年第4回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年4月11日（月） 午前9時30分～午前10時00分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 真理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	11番：木川 保
12番：一川 清	13番：西村 隆	14番：草野 義雄
15番：淵上 米作		

（欠席：2名）

9番：藤井 雅史	10番：小崎 良一
----------	-----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	承認第 1号	職員を任免することの承認について
日程第2	議案第10号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第3	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第12号	農用地利用集積計画の審議について
日程第5	議案第13号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和４年第４回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、７番の〇〇委員、８番の〇〇委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の訂正があります。 議案書４ページ、議案第１２号「農用地利用集積計画の審議について」の２番で、現況地目が全て「田」となっていますが、全て「畑」に訂正をお願いします。 また、耕作する作目の水稻を果樹に訂正をお願いします。 それでは議事に入ります。 承認第１号「職員を任免することの承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の１ページをお願いします。 承認第１号、職員を任免することの承認について。 芦北町農業委員会規則第３条第１項第６号の規定により、下記のとおり職員を任免したので、同規則第７条第２項の規定により承認を求めるものです。 〇〇〇〇、芦北町農業委員会事務局長を免ずる。 〇〇〇〇、芦北町農業委員会事務局農業委員会係長を免ずる。 〇〇〇〇、芦北町農業委員会事務局長を命ずる。 〇〇〇〇、芦北町農業委員会事務局農業委員会係長を命ずる。 以上、令和４年４月１日付けです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 承認第１号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。

	お諮りします。 承認第 1 号「職員を任免することの承認について」異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、承認第 1 号については、原案のとおり決定しました。 それでは、職員の任命が承認されましたので、〇〇事務局長にあいさつをお願いします。 （〇〇事務局長あいさつ…） 次に、〇〇係長からお願いします。 （〇〇係長あいさつ…） 皆様よろしくをお願いします。 次に、議案第 1 0 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをお願いします。 議案第 1 0 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、植林です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、塩浸公民館の南東側、約 3 5 0 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は既に植林されており、始末書が添付されています。 申請地周辺は山林化しており、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 2 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 排水は雨水のみで、自然透水となります。 総会資料の 3 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり、は、斜線部分の約 1. 9 h a です。 総会資料の 4 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、が 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、柿の栽培を行ってきたが、

	周囲の山林化による猪害や日照不足等で生産性が低下したため耕作を断念し、杉を植林後、転用申請を怠っていたことから、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済であること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認当日は、行くことができませんでしたので、後日、確認に行きました。実際に植林されておりましたけれども、問題はないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	4 月 5 日に現地確認をしました。以前は柿園をしていましたが、今は荒れ地になっております。その後、杉の苗木を植栽されておりました。周囲を見ると、20 m 程の杉ばかりですので、農地として利用するのは、難しいと感じました。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 10 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 3 ページをお願いします。 議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。

	農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、個人住宅です。 総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、肥薩おれんじ鉄道佐敷駅の南東側、約190mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の6ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 排水は、東側の農業集落排水へ排水する計画です。 総会資料の7ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地区分図ですが、申請地は市街化の著しい区域内かつ駅からおおむね300m以内の場所にあることから、第3種農地に該当します。 総会資料の8ページをお願いします。 ●立地基準ですが、先ほども説明したとおり第3種農地に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、町営住宅で生活しており持ち家が無く、祖父から申請地を無償で譲り受け、自宅を建築するため、今回申請するもの」です。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	5日に事務局、〇〇推進委員と現地確認に行きました。 事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますし、排水もきちんとされています。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。

〇〇推進委員	〇〇委員の言われたとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第１１号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第１２号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の４ページをお願いします。 議案第１２号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ２番については、最初に説明したとおり、現況地目を畑に訂正をお願いします。その他、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹に訂正をお願いします。設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ３番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 ４番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の５年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 議案書の５ページをお願いします。 使用賃貸借権設定の部１番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の５年間です。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 12 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番については、〇〇推進委員が関係しておりますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。 （〇〇推進委員、一時退席） お諮りします。 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 〇〇推進委員に入室をお願いします。 （〇〇推進委員、着席） 3 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 13 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 6 ページをお願いします。 議案第 13 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本

	会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、申請地は農地法施行日の昭和２７年以前から既に建っており、非農地であります。 次に、詳細について説明します。 総会資料の９ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、赤松館の裏側で敷地内の場所になります。 総会資料の１０ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。写真のとおり、現況は非農地となっています。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、申請地は農地法施行日の昭和２７年以前から建っており、非農地の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 １番の案件は、私が担当地区ですので、私から説明します。 先ほど、事務局から説明があったとおり、申請地は赤松館の敷地内にありまして、以前から写真のような状況ですので、非農地との判断をいたしました。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と議長の説明どおりですので、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第１３号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。